

許可番号 02100219257

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県みよし市福田町池田203番地

氏 名 誠光運輸株式会社
代表取締役 小出 和人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県可茂県事務所長 山口 義樹



許可の年月日 令和 3年 7月16日

許可の有効年月日 令和 8年 7月15日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和 3年 7月16日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

5 積替え許可の有無 有 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無

岐阜県指令可県第102号の7

住 所 愛知県みよし市福田町池田203番地

氏 名 誠光運輸株式会社

代表取締役 小出 和人

令和3年7月12日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 3年 7月 16日

岐阜県可茂県事務所長

山口 義樹

記



1 許可番号 第02100219257号

2 許可の有効年月日 令和 3年 7月 16日 から 令和 8年 7月 15日 まで

3 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上 3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

4 許可の条件

なし

(教示)

1 この処分について不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分について不服のある場合には、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のイ又はロに掲げる場合には、この処分の取消しの訴えは、それぞれイ又はロに掲げる日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないとされています。

イ 上記1の審査請求をした場合、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日

ロ 上記1の審査請求に対する裁決を経て、再審査請求をした場合、当該再審査請求に対する裁決の送達を受けた日